

2022年度

清掃業務委託契約仕様書

建物名称：済生会新潟病院

2022年度 清掃業務委託契約仕様書

業務名称：清掃業務委託契約

業務場所：済生会新潟病院

契約期間：2022年 4月 1日から 2023年 3月 31日まで

施設概要

所在地 新潟市西区寺地 280-7

規 模 鉄骨鉄筋コンクリート 造 地上 10 階 本館（A・B・E・リニアック棟）及び保育棟

建築面積 10,393.420 m²

述べ床面積 30,948.742 m²

業務内容

清掃業務

清掃業務

◎ 会社条件

- 1、建築衛生法第12条の2第1項4第1号「建築物清掃業」又は8号「建築物環境衛生総合管理業」に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有すること。
- 2、当該役務の安全、安心、安定を確保するため新潟県内に本社（本店）が所在する者であること。
- 3、新潟県内に400床以上の病床数を有する病院の清掃業務を、平成28年4月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有する者であること。
- 4、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けたものであること。
- 5、顧客満足を満たすため、ISO9001マネジメントシステムに審査登録をしていること。
- 6、新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

◎ 人的条件

医療法施工規則第9条の15で定める基準に適合するため、以下の者を済生会新潟病院及び本社事務所へ常駐させる。

1、受託責任者1名

作業全体を管理する者で、病院清掃受託責任者講習修了者を済生会新潟病院に常駐させる。

受託責任者の氏名及び業務を行うための相当の知識、経験を有することを証明する。（履歴・経歴書、資格免許、住民票、雇用保険被保険者書類の写し）を提出すること。

2、作業監督責任者1名

定期清掃作業を確実に遂行できるよう、現場において作業員を指揮監督できる、ビルクリーニング技能検定に合格した者を済生会新潟病院に常駐させる。作業監督責任者の氏名及び業務を行うための相当の知識、経験を有することを証明する。（履歴・経歴書、資格免許、住民票、雇用保険被保険者書類の写し）を提出すること。

3、特別廃棄物管理責任者1名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。廃棄物処理法）に定められた、特別管理産業廃棄物管理責任者を済生会新潟病院に常駐すること。（履歴・経歴書、住民票、雇用保険被保険者書類の写し）特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の修了証の（写し）を提出すること。

◎ 基本方針

建物の清掃業務にあたっては、一般清掃、特別清掃、院内廃棄物回収、ガラス清掃を主たる任務とし、良好な環境衛生の維持と建材の保全を目的とする。業務遂行にあたって労働安全衛生規則その他関係法令を遵守のうえ各作業に応じた作業基準により実施することを認識し、よりよい医療環境、生活環境づくりのため業務管理体制を確立し、医療法に定める基準に適合する清掃用具等を準備し、受託責任者及び作業従事者を適正配置するとともに、常に衛生的な環境を維持するように作業を別紙「清掃作業基準表」のように実施する。

◎ 作業仕様

1、一般清掃

(1) 病室及び共用部は、土日祭日を含む毎日 19 時までの時間内で 1 日 1 回行う。

病室の退室後の清掃については順次依頼の都度行うが作業実施は 14:00 までとする。そのほかは清掃作業基準表による回数を実施する。

(2) 手術室の作業をする際は、本院が提供する専用ガウン、マスク、ゴム手袋を着用し、本院が提供する専用洗剤、資材を使用して作業をする。

作業指定日 月～金 2 名 08:00～10:00

(3) 分娩室・感染症患者病室の作業をする際は専用ガウン、マスク、ゴム手袋を着用する。

(4) 作業実施箇所は別紙「清掃作業基準表」によるものとする。

ビニルシートの床面は、ダスタークロス、掃除機、ほうき等で除塵し、汚れ部分はそれぞれの専用モップで拭き取る。

使 用 箇 所	モップの種類
手術室	青 色
病室、共用部分	白 色
トイレ	赤 色

※モップ糸の洗濯は色の種類毎に洗濯機で洗浄する。

カーペット・ジュータンの床面は、掃除機で除塵する。

什器備品・衛生陶器・洗面台は、水拭き、乾布により拭きあげ、必要に応じて、専用洗剤等を使用して拭く。

書類申込み用紙記入台・電話台・椅子等・階段手摺は、クロス等で空拭きする。

トイレ清掃は、1 日 1 回、便器廻り・床面を専用洗剤で拭きあげ、トイレットペー

パー・石鹼水の補充をする。

また、1日1回以上巡回を行い、消耗品の補充及び汚れに注意し清潔に保つものとする。

浴室・ユニットバス・シャワー室は、床面を毛髪等の除塵をしたうえ、デッキブラシ又はポリッシャーで水洗いを行い、汚れに応じて洗剤を使用して清掃する。

浴槽は、残り湯を排水のうえ、水洗い清掃し、乾布等で水分を拭き取る。

COVIT-19 感染者隔離フロア（A棟8F）は、清掃作業基準表に則り、本院が提供する専用ガウン、手袋、マスク、キャップを着用し、本院が提供する専用洗剤、資材を使用して作業する。

その他作業

*患者用スリッパ清拭

B棟2階 検診センターラウンジ 平日

本院から提供する消毒剤を使用し清拭する。

*給茶機保全

A棟10階	職員休憩室	平日
-------	-------	----

E棟2階	男子休憩室	"
------	-------	---

E棟2階	女子休憩室	"
------	-------	---

B棟2階	検診センターラウンジ	"
------	------------	---

2、特別清掃

一般清掃でとれない汚染の除去及び床材の保護を目的とし、清水洗浄、洗剤洗浄、研磨を適時行う。また、床維持剤の状態によりその補充を行なう。必要な床面（塩ビ系シート、タイル部分）には常に保護皮膜が存在する状態を保つ。但し、必要以上の皮膜を形成する事により床面に汚染を封じ込める事のないよう注意を払い、過剰塗布は行なわない。万一皮膜内部への汚れの浸透が確認された場合は、剥離洗浄等の処置を行なう。

作業実施は平日 8:00～19:00、土曜、日曜、祝日 08:00～19:00 の間に行う。

これ以外の時間帯に必要な時は、本院総務課管理責任者の許可を得て行なう。

実施箇所は別紙「清掃作業基準表」によるものとする。

3、窓ガラス清掃

年 3 回	3 月 (全館外面のみ)	6 月 (全館両面)	10 月 実施 (全館外面のみ)
-------	-----------------	---------------	---------------------

4、院内廃棄物回収

- ・業務時間 365 日 06:00～17:00 の間
- ・業務の内容

各診療部・ナースセンターを巡回し、一般廃棄物・医療系廃棄物を回収し、所定の格納場所に分別して集積する。

感染症廃棄物はそれぞれにバイオハザードマークを貼付した容器を使用し排出する。

以 上